

## 通所介護サービス 重要事項説明書

令和6年4月現在

1. 当デイサービスが提供するサービスについての相談窓口

電話 047-410-0117 (午前8:45～午後5:30まで)

担当 デイサービス主任 本多 弘憲 (相談員)

\*サービスの内容や費用についてなど、ご不明な点はお尋ねください。

2. 船橋市朋松苑デイサービスセンターの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	船橋市朋松苑デイサービスセンター
所 在 地	船橋市西船2-21-12
介護保険事業者番号	1270901521
サービス提供地域	船橋市

(2) 船橋市朋松苑デイサービスセンターの職員体制 (介護予防通所介護と共用)

	資 格	常勤	非常勤	業 務 内 容	合計
管理者	社会福祉主事任用	(1)		職員管理、指導、運営	1人
生活相談員	介護福祉士	(4)		相談業務	4人
看護・ 介護職員	看護師 機能訓練指導員		3	健康観察等の看護業務 機能訓練業務	3人
	介護福祉士	7 (4)	2	介護業務、送迎付添	9人
	初任者・実務者研修	2		介護業務、送迎付添	2人
	管理栄養士	(1)		栄養指導・食事相談	1人

\* ( ) は兼務

(3) 船橋市朋松苑デイサービスセンターの設備の概要 (介護予防通所介護と共用)

利用定員	1日40人	静養室	1室
食堂・機能回復訓練室	1室	相談室	1室
一般浴室・特別浴室	各1室	送迎車	3台

(4) 営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (1月1日から1月3日を除く)
営業時間	午前8:15～午後5:30
サービス提供時間	午前8:45～午後5:00

3. サービス内容

- ①送迎 リフト付き車両又はワゴン車等により送迎いたします。送迎時刻をお知らせいたしますが、道路状況等により多少前後いたしますのでご了承ください。

迎 え	午前8時00分 朋松苑発
	午前9時45分 // 着
送 り	午後4時00分 朋松苑発
	午後6時00分 // 着

\*他の時間のご希望については家族送迎にてお願いいたします。

- ②食事 歯の具合や健康状態によって主食はごはん・軟飯・全粥、おかずは普通食・カット食・きざみ食・ミキサー食をご用意いたします。季節ごとのメニューや月1回程度の行事食も取り入れています。
- ③入浴 身体状況によって、特別浴・一般浴のいずれかをご利用いただけます。入浴希望の有無等ご相談ください。
- ④生活相談 ご利用者やご家族からの生活や介護等についての相談を随時行います。
- ⑤生活機能の維持・向上 要介護状態の悪化の予防、軽減に資する取り組みを行います。

⑥口腔機能向上サービス

口腔機能の維持・向上を目指し、嚥下体操・口腔清掃等を行います。

⑦栄養アセスメント

利用者様の低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握し、栄養食事相談等を行います。

4. 料金

(1) 利用料金

別紙「通所介護利用料金表」をご覧ください。

(2) キャンセル料

事前の連絡がないままお休みされた場合は、キャンセル料として昼食代を徴収致します。事前に連絡をいただいた場合はキャンセル料の徴収はありません。

(3) 費用の支払い方法

毎月末日までに前月分の請求書を送付いたします。お支払い方法は、銀行振込、現金集金、口座自動引き落としのいずれかになります。口座自動引き落としの場合は翌々月 4 日を引落日とし、申込みから約 1 ヶ月の準備期間を要します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

当デイサービスを利用するには、居宅サービス計画（ケアプラン）に当サービスが計画されている必要があります。ご利用者の居宅サービス計画を担当する介護支援専門員にご相談ください。要介護 1～5 の認定の方がご利用いただけます。契約によりサービスを開始します。

\*送迎や通所介護の利用に耐えかねる心身状況や健康状態である場合、定員に余裕がない場合等でご利用できないこともありますのであらかじめご了承ください。

(2) 契約の終了

①ご利用者のご都合で契約を終了する場合

契約の終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

②当デイサービスの都合で契約を終了する場合

人員不足、サービスの縮小等やむを得ない事情により契約を終了させていただく場合がございます。その場合は終了する日の 1 か月前までに文書で通知すると共に、他の事業者を紹介する等の便宜をはかります。

③自動終了

次の場合は、双方の申し出や通知がなくても自動的に契約終了いたします。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所・入院した場合
- ・要介護認定で非該当（自立）又は要支援状態と認定された場合
- ・ご利用者が死亡された場合

④その他

当デイサービスが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご利用者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当デイサービスが破産した場合等、ご利用者は文書で通知することによって、即座に契約を解約することができます。

また、ご利用者がサービス利用料金の支払いを6か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず1か月以内に支払われない場合や、ご利用者やご家族等が当デイサービスの職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座に契約を終了させていただく場合がございます。

その他、長期入院等で3か月以上のご利用がない場合（見込まれる場合も含む）も契約の継続についてご相談させていただく場合がございます。

## 6. 当デイサービスの特徴等

### (1) 運営の方針

- ① 船橋市朋松苑デイサービスセンターの職員は、可能な限りご利用者が居宅においてその有する能力に応じて自立した生活を営むことができるように努めます。
- ② 利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。
- ③ サービスの実施にあたっては、関係市区町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービス提供に努めます。
- ④ 身体拘束の禁止への取り組みとして、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束と利用者の行動を制限する行為を行いません。  
身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊張やむを得ない理由を記録します。
- ⑤ 虐待防止への取り組みとして、まず虐待防止の為の指針を整備し、虐待防止の基本的な考え方、事業所内の組織、研修に関する基本方針、を明確にします。従業者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的実施しこれらの措置を適切に実施するための担当者を配置します。
- ⑥ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。

### (2) サービス利用にあたっての留意事項

#### ①送迎時間の連絡

契約時に送迎車の到着時間をお知らせします。ただし、当日の送迎利用者数の状況や道路状況等により多少時間が前後いたしますのでご了承ください。大幅に変更となる場合は事前にご連絡の上、ご相談させていただきます。

#### ②体調不良等によるサービスの中止・変更

体調不良等によりサービスを中止する場合は、朝8時までにご連絡くださ

い。また、サービス利用中に具合が悪くなった場合はご家族に連絡の上、対応についてご相談させていただきます。ただし、緊急を要する場合は救急隊への連絡や近くの病院に受診するなど必要な対応をさせていただきます。その際の利用料金は滞在時間に応じて減額させていただきますが、昼食代(¥610)は徴収致します。

③災害、感染症のまん延等によるサービスの中止

地震、火災、大雪、台風などの災害や感染症のまん延等によりサービスを中止させていただく場合があります。その場合、できる限り速やかにご連絡いたします。

④利用時間の変更

通常のご利用時間は居宅サービス計画における時間となりますが、ご家族等の急な都合によりご利用時間を臨時に延長または短縮する場合、ご連絡いただければ当デイサービスの営業時間内において対応いたします。ただし、その場合の送迎につきましてはご家族にて対応させていただきます。

⑤食事の取り消しについて

食事が不要な場合は利用日当日の午前8時までにご連絡下さい。それ以降は費用がかかりますのであらかじめご了承下さい。

7. 緊急時の対応方法

ご利用中に容体の変化があった場合は利用を中止とし、契約書に記載された主治医や家族、居宅介護支援事業者、救急隊等へ連絡をいたします。

8. 非常災害対策

別途定める「防災計画」により対応いたします。

【防火管理者 白井 大輔】 【管轄消防署 船橋北消防署】

当デイサービスの防火設備は次のとおりです。

- ・自動火災報知機
- ・誘導灯
- ・スプリンクラー
- ・防火扉
- ・屋内消火栓
- ・消火器
- ・非常通報装置
- ・ガス漏れ警報機

9. 電磁的記録による書面の取扱いについて

- (1) 当デイサービスは、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができます。
- (2) 当デイサービスは、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、電磁的方法によることができます。

10. サービス内容に関する相談や苦情

ご利用者やご家族が事業所その他の窓口で苦情を伝えることにより、不利益になることはございません。

(1) 当デイサービスの相談担当窓口

担当部署	デイサービス	電 話	047-410-0117
氏 名	本多 弘憲	受付時間	営業日の午前8:45～午後5:30

●高齢者虐待防止担当者 施設長 山口 定之

●苦情解決の第三者委員 \*ご利用者と事業所の中立的な立場で解決にあたります。

宮崎 弘 ☎047-482-8498

小川 英明 ☎047-431-1421

(2) その他の窓口（事業所との話し合いで解決できない場合等にご利用ください）

●お住まいの市区町村介護保険担当窓口

船橋市介護保険課 ☎047-436-2302

●千葉県国民健康保険団体連合会 ☎043-254-7428

11. 福祉サービス第三者評価の実施状況

- (1) 実施状況 有
- (2) 実施年月日 令和5年11月1日～令和6年2月29日
- (3) 評価機関 NPO 法人ヒューマン・ネットワーク
- (4) 評価結果の開示 館内に掲示及び「WAM NET」のインターネットホームページにて公表。アドレス 「<http://www.wam.go.jp/>」

12. 当法人の概要

- 〔事業者の名称〕 社会福祉法人八千代美香会
- 〔代表者氏名〕 理事長 綱島 照雄
- 〔法人所在地〕 千葉県八千代市村上641
- 〔法人電話〕 047-482-8670（当デイサービスではありません）
- 〔法人の行う事業〕

- ・介護老人福祉施設 4か所
- ・地域包括支援センター 3か所
- ・居宅介護支援事業所 6か所
- ・認知症対応型共同生活介護 2か所
- ・短期入所生活介護 5か所
- ・サービス付き高齢者向け住宅 1か所
- ・認可保育所 2か所
- ・認定こども園 1か所

## 通所介護利用料金表

(通常規模型通所介護 7～8時間)

令和6年4月現在

※利用料金（基本料金、各種加算、保険適用外の費用の合計額です。）

## 〔1割負担の方〕

基本料金	単位数	利用料金	保険適用の自己負担分
要介護1	658単位	6,935円	694円/日
要介護2	777単位	8,189円	819円/日
要介護3	900単位	9,486円	949円/日
要介護4	1023単位	10,782円	1,079円/日
要介護5	1148単位	12,099円	1,210円/日
※1 各種加算			
入浴介助加算(Ⅰ)	40単位	421円	43円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位	590円	59円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位	210円	21円/月
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位	1,581円	159円/月2回まで
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位	1,686円	169円/月2回まで
栄養アセスメント加算	50単位	527円	53円/月
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位	52円	6円/6ヶ月毎
科学的介護推進体制加算	40単位	421円	43円/月
中重度ケア体制加算	45単位	474円	48円/日
認知症加算	60単位	632円	64円/日
若年性認知症利用者受入加算	60単位	632円	64円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	231円	24円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	189円	19円/日
ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位	316円	32円/月
ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位	632円	64円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本利用料とそれぞれの加算の5.9%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその1割となります。		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	基本利用料とそれぞれの加算の1.2%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその1割となります。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本利用料とそれぞれの加算の1.1%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその1割となります。		

## 〔2割負担の方〕

基本料金	単位数	利用料金	保険適用の自己負担分
要介護1	658単位	6,935円	1,387円/日
要介護2	777単位	8,189円	1,638円/日
要介護3	900単位	9,486円	1,898円/日
要介護4	1023単位	10,782円	2,157円/日
要介護5	1148単位	12,099円	2,420円/日
※1 各種加算			
入浴介助加算(I)	40単位	421円	85円/日
個別機能訓練加算(I)イ	56単位	590円	118円/日
個別機能訓練加算(II)	20単位	210円	43円/月
口腔機能向上加算(I)	150単位	1,581円	317円/月2回まで
口腔機能向上加算(II)	160単位	1,686円	338円/月2回まで
栄養アセスメント加算	50単位	527円	106円/月
口腔・栄養スクリーニング加算(II)	5単位	52円	11円/6ヶ月毎
科学的介護推進体制加算	40単位	421円	85円/月
中重度ケア体制加算	45単位	474円	95円/日
認知症加算	60単位	632円	127円/日
若年性認知症利用者受入加算	60単位	632円	127円/日
サービス提供体制強化加算(I)	22単位	231円	47円/日
サービス提供体制強化加算(II)	18単位	189円	38円/日
ADL維持等加算(I)	30単位	316円	64円/月
ADL維持等加算(II)	60単位	632円	127円/月
介護職員処遇改善加算(I)	基本利用料とそれぞれの加算の5.9%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその2割となります。		
介護職員等特定処遇改善加算(I)	基本利用料とそれぞれの加算の1.2%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその2割となります。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本利用料とそれぞれの加算の1.1%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその2割となります。		

## 〔3割負担の方〕

基本料金	単位数	利用料金	保険適用の自己負担分
要介護1	658単位	6,935円	2,081円/日
要介護2	777単位	8,189円	2,457円/日
要介護3	900単位	9,486円	2,846円/日
要介護4	1023単位	10,782円	3,235円/日
要介護5	1148単位	12,099円	3,630円/日



※1 各種加算			
入浴介助加算(Ⅰ)	40単位	421円	127円/日
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位	590円	177円/日
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20単位	210円	64円/月
口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位	1,581円	475円/月2回まで
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位	1,686円	506円/月2回まで
栄養アセスメント加算	50単位	527円	159円/月
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	5単位	52円	16円/6ヶ月毎
科学的介護推進体制加算	40単位	421円	127円/月
中重度ケア体制加算	45単位	474円	143円/日
認知症加算	60単位	632円	190円/日
若年性認知症利用者受入加算	60単位	632円	190円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位	231円	70円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	189円	57円/日
ADL維持等加算(Ⅰ)	30単位	316円	95円/月
ADL維持等加算(Ⅱ)	60単位	632円	190円/月
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基本利用料とそれぞれの加算の5.9%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその3割となります。		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	基本利用料とそれぞれの加算の1.2%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその3割となります。		
介護職員等ベースアップ等支援加算	基本利用料とそれぞれの加算の1.1%となります。ただし、介護保険適用時の負担はその3割となります。		

〔1割負担の方・2割負担の方・3割負担の方 共通〕

保険適用外の費用	食費(おやつ含む)	610円/1回
	文書の複写代	10円/1枚
	紙おむつ、パッド代	実費
	レク材料費、行事費	実費
	医療用品	実費

※1 各種加算は、それぞれのサービスを受けた場合、又はその加算要件を満たした場合にかかります。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により法定代理受領ができなくなる場合があります。その場合は一旦1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。それをお住まいの市町村の介護保険担当窓口へ提出しますと、滞納等の事由が解消された後、差額の払い戻しを受けることができます。